

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第76条まで（省略）</p> <p>（耐火性能検証法を行う建築物に対する基準の適用）</p>	<p>第1条から第76条まで（現行のとおり）</p> <p>（耐火性能検証法を行う建築物に対する基準の適用）</p>	
<p>第76条の2 <u>主要構造部</u>が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次条に規定する建築物を除く。）に対する第9条、第15条、第26条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項、第39条第1項第1号並びに第56条の規定（次条において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>（防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用）</p>	<p>第76条の2 <u>特定主要構造部</u>が令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次条に規定する建築物を除く。）に対する第9条、第15条、第26条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項、第39条第1項第1号並びに第56条の規定（次条において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>（防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用）</p>	<p>政令改正に伴う規定整備</p>
<p>第76条の3 <u>主要構造部</u>が令第108条の3第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の<u>主要構造部</u>である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて同条第5項に規定する防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び<u>主要構造部</u>が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の<u>主要構造部</u>である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第15条第1項第1号及び第2項、第39条第1項第1号並びに第56条（ただし書を除く。）（以下この条において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の区画部分に対する制限の特例）</p>	<p>第76条の3 <u>特定主要構造部</u>が令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の<u>特定主要構造部</u>である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものについて同条第5項に規定する防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び<u>特定主要構造部</u>が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の<u>特定主要構造部</u>である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第15条第1項第1号及び第2項、第39条第1項第1号並びに第56条（ただし書を除く。）の規定（以下この条において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の区画部分に対する制限の特例）</p>	<p>同上</p>

<p>第76条の4 建築物（主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）の令第128条の6第1項に規定する区画部分のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例）</p>	<p>第76条の4 建築物の区画部分（令第128条の7第1項に規定する区画部分をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が不燃材料で造られた建築物の区画部分に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例）</p>	<p>政令改正に伴う規定整備及び規定の見直し</p>
<p>第76条の5 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第51条まで、第54条並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例）</p>	<p>第76条の5 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第51条まで、第54条並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例）</p>	<p>政令改正に伴う改正及び規定の見直し</p>
<p>第76条の6 建築物（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）で、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第41条第1号、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第54条まで並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>第77条から別表3まで （省略）</p>	<p>第76条の6 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第26条第1項及び第2項、第41条第1号、第42条、第42条の2、第45条第2項第2号、第46条から第54条まで並びに第57条の規定は、適用しない。</p> <p>第77条から別表3まで （省略）</p>	<p>同上</p>